

駒ヶ根市障がい者雇用奨励金概要

1. 目的

障がい者の雇用の促進及び社会参加の推進を図るため、公共職業安定所の紹介及び長野県が実施する職業紹介事業により障がい者を常用労働者として雇い入れた事業主に対して、雇用奨励金を交付するもの。

2. 交付対象者

駒ヶ根市内に事業所を有する事業主(国、地方公共団体、就労継続支援事業所及びこれらに準ずるものを除く。)で、公共職業安定所(ハローワーク)の紹介又は長野県(地域振興局)が実施する職業紹介事業により、駒ヶ根市内の障がい者を常用労働者として1年以上雇用した事業主で次のいずれかに該当するもの。

- (1) 障がい者を雇用した日以後の最初の6月1日において従業員が40人未満の事業主
- (2) 障がい者を雇用した日以後の最初の6月1日において従業員が40人以上であって、障害者の法定雇用率(現在2.3%)を超えて障がい者を雇用した事業主

※障がい者とは

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に定めるものをいう。

※就労継続支援事業所とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第14項に規定する支援を行う事業所をいう。具体的には、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

3. 奨励金額

- 障がい者1人につき10万円

4. 申請方法

- 雇用した日から1年経過後、1ヶ月以内に交付申請書類一式を提出してください。

5. 交付申請時必要書類

- 交付申請書
- 出勤簿の写し(直近1ヶ月分)
- 障がい者手帳の写し
- 公共職業安定所又は長野県(地域振興局)からの通知書の写し
- 障害者雇用状況報告書の写し

6. 問い合わせ先

- 駒ヶ根市 商工観光課 商業係 TEL0265-83-2111(内線431)